

平成29年1月24日

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト22階

株式会社 グッドプレイス 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

## 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用しているiコミクレジットカード用利用規約につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成29年2月24日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申 入 事 項

### 第1 規約の変更

#### 第2条

3 当社は、本規約及び個別規約の内容を予告なく改訂、追加、変更又はその一部の廃止をすることがございます。

なお、本規約及び個別規約を改訂、追加、変更又はその一部を廃止したときは、本サービスに関する一切の事項は改訂、追加、変更後の規約又は一部廃止後の残部の規約によるものとします。

#### (1) 申入れの趣旨

規約の変更につき、次の(2)の趣旨を踏まえた条項に変更していただきますよう申入れます。

#### (2) 申入れの理由

本条項は、貴社が本規約を予告なく変更等できる旨定めています。しかしながら、規約は当事者の契約内容であり、相手方当事者に不利になるような変更をしても、その変更は、変更前に契約した相手方当事者の同意なく、相手方当事者を拘束することはできません(本条項が、消費者に不利な変更もでき、消費者を拘束するとの趣旨であれば、消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に抵触し無効です。)

民法(債権関係)改正案においても、以下のとおり、契約約款に関して消費者保護のための条項の新設が検討されています。

#### 民法改正案548条の4

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、(中略)個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型契約の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

(以下略)

当該改正案を踏まえると、利用者の権利・利益の保護のためには、以下に述べるような規約変更に係る要件が必要であると考えますので、本条項についても、これらの要件に沿う条項に変更していただきますよう申入れます。

まず、変更後の規約の効力発生要件として、貴社が規約を変更した場合、その効力

が生じる相当期間前までに、インターネットの利用その他の適切な方法により、利用者に対して周知した場合に限り、その効力を生じる旨を規定してください。

加えて、利用者の個別の同意を得ることなく、貴社が一方的に規約を変更することができるのは、次に掲げる①～⑤の要件の全てを満たす場合に限られる旨の内容の規約としてください。

- ① 全ての利用者から規約の変更について同意を得ることが困難であること
- ② 規約の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性が認められること
- ③ 定型約款の変更が、契約をした目的に反しないこと
- ④ 変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款に変更に関する定めがある場合にはその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであること
- ⑤ 規約の変更が利用者にとって不利益なものである場合、その不利益の程度に応じて、本サービス契約の中途解約を認めるなどの適切な措置を講じること

## 第2 免責、損害賠償請求権の放棄

### 第10条

お客様には、本サービスに関して被るいかなる損害についても、当社は一切賠償の責任を負わないことを承諾頂きます。

お客様には、インターネットに接続できない状況、また、本サービスをご利用できないいかなる場合においても、当社は一切の責任を負わないことを承諾頂きます。

#### (1) 申入れの趣旨

消費者契約法8条1項1号及び3号に抵触しないよう、条項を変更されますよう申入れます。

#### (2) 申入れの理由

上記の条項は、事業者の債務不履行により生じた損害賠償責任や事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により生じた損害賠償責任を限定ないし免除する条項を無効と定める消費者契約法8条1項1号及び3号に抵触しています。

よって、消費者契約法8条1項1号及び3号に抵触しないよう、規定を改めて下さい。

## 第3 管轄裁判所

### 第14条

本サービス又は本利用規約に関してお客様との間で 疑義又は争いが生じた場合

には、誠意を持って協議することとしますが、それでもなお解決しない場合には「東京地方裁判所」又は「東京簡易裁判所」を専属の管轄裁判所とします。

(1) 申入れの趣旨

上記規定を削除してください。

(2) 申入れの理由

本条項は、民事訴訟法4条以下で定められている管轄を、事業者の本店所在地である東京地方裁判所又は東京簡易裁判所に限るとする条項であり、消費者が他の裁判所で訴訟を提起できる場合を規定する民事訴訟法5条の場合に比して、消費者の権利を制限する条項であるため、本条項は消費者契約法10条に抵触しています。

よって、消費者契約法10条に抵触しないよう、本規定を削除してください。